

# 令和5年度佐久市デジタル人材育成・就労支援業務公募型プロポーザル方式 質問回答書

令和5年3月6日

番号	質問の場所	質問内容	回答
1	実施要領3ページ 10 参加表明及び企画提案 (4)エ	「提出は、1事業者につき1提案に限る」と明記されているが、地元企業を主体としたコンソーシアム形式での提案も可能か。佐久市の名簿に未登録の事業者がその中に含まれている場合、佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類の提出は必須か。	共同事業体での参加も可能です。なお、共同事業体構成員は、他の共同事業体又は単体事業者として重複して参加することはできませんのでご注意ください。 また、共同事業体を構成する全ての事業者が実施要領7(1)から(4)の全ての要件を満たす事業者であること、共同事業体を構成する事業者のいずれかが実施要領7(5)の要件を満たす事業者である必要がありますので、構成員の事業者に佐久市の名簿に登録されていない者が含まれる場合は、実施要領11の書類の提出が必要です。
2	仕様書1ページ 3 業務の目的	令和4年度に実施した業務量調査の結果等を踏まえた市関係の業務の一部のアウトソーシングの実施が検討材料に入っているが、これらの結果はどこかに公表されているか。	事業者決定後、決定事業者へ提供する予定です。
3	仕様書3ページ 4 業務内容 (1)エ デジタル人材希望者の募集・受付・面接、合否判定の実施	「就労後の年間収入は、扶養の範囲を超え、経済的に自立できる額を目標とすること」とあるが、就労後いつ頃を目安にその目標を達成しておくか現時点で想定されているか。	現時点で目標達成期日は設定していませんが、佐久市の現状を踏まえた上で、達成時期も含めてご提案ください。

以上